

堺情審第19-2-6号

(答申第102号)

令和3年6月25日

堺市教育委員会様

堺市情報公開審査会

会長 赤津 加奈美



諮問に対する答申

令和元年12月24日付け堺教政第1479号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査案件	公開請求に対する不作為を不服とする審査請求事案に係る審査
対象公文書	学校でのいじめに関する文書等
実施機関 (処分庁)	堺市教育委員会 (教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課)
諮問実施機関 (審査庁)	堺市教育委員会 (教育委員会事務局 総務部 教育政策課)

答 申

第1 審査会の結論

堺市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和元年12月24日付
けで諮問した事案「学校でのいじめに関する文書等」については、本件審査
請求を棄却すべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、平成30年5月21日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項の規定により、実施機関に対して「学校でのいじめに関する文書等。報告書、折衝記録、調査書、発生時の対応マニュアル等、いじめ発生（認知）から報告・調査等の一連の文書、原因究明、発生件数、要因等調査した物。また、これらの文書が保存されている件名簿（簿冊）等の小分類までわかるもの。これらに係る関係文書等全て10年分」の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- 2 実施機関は、本件請求に代えていじめ報告シートの用紙及びいじめ対応チェックシートを情報提供する旨を審査請求人に連絡した上で、同年6月11日、当該文書を審査請求人に情報提供した。
- 3 審査請求人は、同年8月10日、本件請求に係る不作為があったとして、行政不服審査法3条の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

請求人が求める「学校でのいじめに関する文書等」とした公文書を開示せよ。その他、関連公文書全て開示し、説明責任を十分に果たせ。

第4 審査請求人の主張要旨

- (1) 実施機関職員は、部分的に情報提供を申出たうえで、請求人に文書の提供を行ったものの、請求人は実態が不明であるから、本件請求に係る情報の公開を求めた。職員らは「準備ができれば連絡を差し上げる。」旨の発言をしたが、連絡、開示、その他、応答などの反応は一切ない。市民には知る権利があり、堺市はそれらについて説明する義務がある（日本国憲法第21条、第89条、第94条）。
- (2) 実施機関は「審査請求人は、同年6月4日に本件公開請求に代えて情報提供の申出をし、その際、担当課は本件請求から情報提供の申出に切り替えて対応することについて審査請求人から了承を得た」とするが、審査

請求人が了承をした事実は一切ない。審査請求人は、「用紙・文書を公文書公開に代えて情報提供で対応することで了解するかどうかは、文書を見てみないと何とも言えないので、まずは文書を見せて戴きたい」旨を伝えており、現に「情報提供に係る申出書」は未記入である。

- (3) 実施機関は審査請求人に対して何らかの連絡をすべきところ、連絡、開示、その他、応答などの反応は一切なかったのであるから、明らかに審査請求人は行政不服審査法第3条の「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」に該当し、不作為についての審査請求の不服申立適格を当然に有する。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関は本件請求を受けて、請求対象文書が各学校から実施機関事務局へ提出された個別のいじめ事案ごとの「いじめ報告シート」と「いじめ対応チェックシート」になると考えた。「いじめ対応チェックシート」は一般的なものであるので全て公開することができるが、個別のいじめ事案ごとに作成される「いじめ報告シート」は、「学校名」以外は条例7条1号あるいは条例7条6号オに該当するものとして公開することができないものであった。

そうすると、「いじめ報告シート」については、学校名だけを残して黒く塗りつぶされたものを市立学校数分（100校以上）審査請求人に交付することになってしまい、審査請求人にとって、多額の複写費用を支払わせながら、実質的に無意味な状況になってしまうものと懸念されたため、実施機関は、「いじめ報告シート」の用紙と「いじめ対応チェックシート」を、本件請求に代えて「情報提供」という形で審査請求人へ交付・提供しようと考え、平成30年6月4日に審査請求人に電話連絡をし、このことを説明した。

審査請求人は、同年6月4日に本件請求に代えて情報提供の申出を行い、その際、担当課は本件請求から情報提供の申出に切り替えて対応することについて審査請求人から了承を得て（なお、6月5日、実施機関は、公文書公開ではなく情報提供で対応することの確認のため、「情報提供内容の確認について」を審査請求人に郵送）、6月11日に情報提供した。

したがって、審査請求人は、行政不服審査法第3条の「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」に該当しないため、不作為についての審査請求の不服申立適格を有しない。

以上により、本件審査請求は却下されるべきである。

第6 審査会の判断理由

(1) 本件の争点

本件の争点は、本件請求に代わる情報提供(以下「本件情報提供」という。)を受けた審査請求人が、本件請求を取り下げる旨の意思表示をしたか否かという点(以下「争点①」という。)と、実施機関が本件請求に対する処分を行わなかったことに不作為の違法があるか否かという点(以下「争点②」という。)である。

(2) 争点①について

実施機関は、本件情報提供を行う旨を電話及び説明文書の送付などによって数度にわたって審査請求人に説明し、6月11日に審査請求人が来庁した際にも口頭で説明した上で本件情報提供を行い、文書を交付した。

そして、実施機関が本件情報提供を行った日から審査請求日に至るまでの約2か月間、審査請求人は何の意思表示も行わなかった。

以上の経過から、審査請求人は、本件請求を取り下げる旨の黙示の意思表示をしたものと認められる。

(3) 争点②について

上記(2)のとおり、審査請求人は本件情報提供への切り替えにより本件請求を取り下げたと認められることから、本件審査請求の前提となる「処分についての申請」が存在しないこととなるため、実施機関が本件請求に対する処分を行わなかったことに不作為の違法があるとは言えない。

以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年12月24日	諮問書の受理
令和2年 2月25日	審 議
令和2年 3月26日	審 議
令和2年 6月30日	審 議
令和2年 9月15日	審 議
令和2年11月20日	審 議
令和2年12月18日	審 議
令和3年 3月26日	審 議
令和3年 6月18日	審 議
令和3年 6月25日	答 申

堺市情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
赤 津 加奈美	弁 護 士	会 長
坂 本 団	弁 護 士	会長職務代理者
石 橋 章市朗	関西大学法学部教授	
高 木 佐知子	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科教授	
高 瀬 久美子	弁 護 士	